

“奇跡の海を守ろう！！”
上関自然の権利訴訟 公開シンポジウム

- ◆ 日 時 2015年1月31日(土) 13:30~15:30
- ◆ 場 所 上関町中央公民館 1F 講堂 上関町室津 847
- ◆ パネリスト
 - ◇ チェルノブイリ/福島第一原発事故の教訓と上関原発計画(仮題)
今中哲二氏(京都大学原子炉実験所)
 - ◇ 上関原発建設計画と“奇跡の海”(仮題)
加藤真氏(京都大学大学院人間・環境学研究科)
 - ◇ 祝島島民は公有水面埋立/原発建設を許さない!!(仮題)
山戸貞夫氏(上関町議会議員)
 - ◇ 上関原発計画と住民の安全/避難計画のあり方(講師折衝中)
 - ◇ 上関自然の権利訴訟の意義と今後の展望
籠橋隆明氏(上関自然の権利訴訟 弁護団長)
- ◆ 主 催 上関の自然を守る会 (お問合せ 090-8995-8799)
- ◆ 参加費 無料(カンパ 歓迎)

◆ **生き物と人間が自然を享受し原発事故の危険性から身を守るために提訴!**

この裁判は原発計画によって深刻な危機にさらされている生き物たちを代表してスナメリ、カンムリウミスズメ、ヤシマイシン近似種、ナガシマツボ、ナメクジウオ、スギモクといった6つの生き物たちと上関の自然の恵みを享受し、原発事故により生命身体の危険にさらされる人々の名において起こしたもので、山口県知事が中国電力に対して交付した埋立免許の取り消しを求めています。

といっても、実際には野生生物が裁判を起こせるようなしくみは存在せず、人間が代弁する形をとっています。このことは自然生態系の価値が法体系の中にまだまだきちんと位置づけられていないということを表しており、その結果、一部企業による近視眼的な経済活動が優先され、長い目で見た場合の人類共通の利益が損なわれようとしています。

提訴から6年私たちはこの地域の自然生態系がいかに貴重なものかという主張を重ねてきました。

◆ **埋立の目的である原発建設の安全性を問う全国的にも珍しい裁判**

法律と現実とは常に追いついていない関係にあるのですが、この裁判は、人類共通の利益を守るために、法律の未整備なところをついて行われようとしている原発建設に待ったをかけると同時に、その法律の隙間そのものを埋めていこうという試みでもあります。そこにこの裁判の難しさとやり甲斐が存在しています。

2012年からは、免許の期限内に竣工が行われていないことからそもそもこの免許は失効しているのではないかという無効確認訴訟も加わり、二段構えでの裁判になっています。被告は一貫して法律の未整備な部分を利用して、原告の資格を問題にしています。

◆ **防災避難計画に対する知事の責任を追及**

そんな中で、現行の法律に沿った争点としてクローズアップされてきているのが、防災避難計画に関する知事の責任です。原発がすでに存在している地域で再稼働をめぐる防災避難計画の実現性が争点になっているケースは多々ありますが、立地選定の初期の段階でそもそも問題にすべきであったこの議論がまさに埋立免許の段階で問題にされているのはこの裁判だけかと思われます。その意味でもおおいに注目していただきたいと思います。

◆ **裁判所へのアピール行動にご協力を!**

さて、この5月には裁判長が交替し、新たな指揮の下、原告適格を争点とした整理が行われようとしています。ここで油断すると門前払いをくらいかねません。そこで、来る1月31日、全国に散らばっている原告、支援者、一般の方々に多数お集まりいただき、この裁判の意義をもう一度確認するとともに、いま一度気運を盛り上げ、裁判所へのアピールにつなげていきたいと思っています。多くのみなさまのご協力をお願いします。